

第55号（令和2年12月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 興行場法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】 4
- △ 旅館業法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】 6
- △ 公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】 10

**【告示】**

- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 13
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 14
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 26
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 28
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 32
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 33
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 34
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 35
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 36
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 37
- △ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】 38
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 39
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 40

**【公告】**

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】 41
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 42
- △ 同【経済局商業振興課】 44
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】 46
- △ 同【環境創造局水・土壌環 47

<b>境課】</b>		
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】	48
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	49
△	市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【資源循環局処分地管理課】	50
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	53
△	同【建築局調整区域課】	54
△	同【建築局調整区域課】	55
△	同【建築局調整区域課】	56
△	同【建築局調整区域課】	57
△	同【建築局調整区域課】	58
△	同【建築局調整区域課】	59
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	60
△	同【建築局調整区域課】	61
△	同【建築局調整区域課】	62
△	同【建築局調整区域課】	63
△	同【建築局調整区域課】	64
△	建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】	65
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	66
△	同【建築局建築指導課】	67
△	同【建築局建築指導課】	68
△	同【建築局建築指導課】	69
△	同【建築局建築指導課】	70
△	同【建築局建築指導課】	71
<b>【区告示】</b>		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	72
<b>【区公告】</b>		
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】	73
<b>【交通局】</b>		
△	横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	74
<b>【教育委員会】</b>		
△	職員の懲戒処分【東部学校教育事務所教育総務課】	75
△	同【東部学校教育事務所教育総務課】	76
△	同【教職員人事課】	77
<b>【市選挙管理委員会】</b>		
△	直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	78
<b>【区選挙管理委員会】</b>		
△	横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する 条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数【鶴見区】	80
△	同	81
	<b>【神奈川区】</b>	
△	同	82
	<b>【西区】</b>	
△	同	83
	<b>【中区】</b>	
△	同	84
	<b>【南区】</b>	

△	同		85
		【港南区】	
△	同		86
		【保土ヶ谷区】	
△	同		87
		【旭区】	
△	同		88
		【磯子区】	
△	同		89
		【金沢区】	
△	同		90
		【港北区】	
△	同		91
		【緑区】	
△	同		92
		【青葉区】	
△	同		93
		【都筑区】	
△	同		94
		【戸塚区】	
△	同		95
		【栄区】	
△	同		96
		【泉区】	
△	同		97
		【瀬谷区】	
△	委員長等の氏名	【港北区】	98
△	同	【緑区】	99
△	同	【青葉区】	100
△	同	【都筑区】	101
△	委員の氏名	【緑区】	102
		<b>【監査委員】</b>	
△	住民監査請求の結果の公表	<b>【監査管理課】</b>	103

規則

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第74号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和59年9月横浜市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第3号、第4号及び第6号に掲げる書類については、興行場の営業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であって興行場の構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。

第2条の2第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第6条第2号中「常時開放された開口部がある場合は、当該開口部において」を「設ける常時開放された開口部及び喫煙所の出入口において、」に改める。

第1号様式裏面中

「

壁・その他（ ）	常時開放された 開口部	有・無
換気扇・その他（ ）	開口部の気流	m/s

」

を

「

壁・その他（ ）	気流	常時開放された 開口部	m/s
換気扇・その他（ ）		出入口	m/s

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の興行場法施行細則（以下「新規則」と

いう。) 第6条第2号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定による許可の申請に係る興行場について適用し、施行日前の同項の規定による許可の申請に係る興行場及びこの規則の施行の際現に存する興行場(以下これらを「既存興行場等」という。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、既存興行場等を施行日以後に改修する場合においては、当該改修する部分については、新規則第6条第2号の規定を適用する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第75号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和61年6月横浜市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第4号から第11号までに掲げる書類（第8号に掲げる書類については、構造設備に係るものに限る。）については、旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受ける場合であって旅館業の施設の構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。

第2条第2項第8号中「条例」を「政令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備又は条例備」に、「の規定により玄関帳場を設置しない」を「に規定する設備を設置する」に改め、同項第11号中「給水」の次に「及び給湯」を加える。

第5条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）中「第3号（」を「第3号及び第4号（これらの規定中）」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 浴槽は、次に掲げる浴槽の区分に応じ、それぞれに定めるところにより衛生措置を行うこと。

ア ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽 1週間に1回以上、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）内からできる限り排水した上で、適切な洗浄方法でろ過器等内の汚れを排出し、ろ過器等内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

イ ろ過器を使用せずに浴槽水を循環させる浴槽 適切な頻度で、配管内からできる限り排水した上で、配管内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

ウ ア及びイに掲げる浴槽以外のもの 毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

第5条第8号中「、湯の補給口、底部等全ての箇所において」を削り、「給湯管及び返湯管内の湯の温度は、摂氏55度以上」を「貯湯槽を設ける場合又は原湯その他浴用に使用する湯水を循環する場合においては給湯管内の湯の温度は摂氏60度以上（加温装置の最大稼働時にあっては、摂氏55度以上）」に、返湯管内の湯の温度は摂氏

55度以上（加温装置の最大稼働時にあっては、摂氏50度以上）」に改め、同号ただし書中「貯湯槽内の湯の」を「貯湯槽、給湯管及び返湯管内の湯水について適切な」に改め、同条第17号中「市長」を「旅館業施設水質検査結果報告書（第2号様式）により保健所長」に改め、同条第20号中「報告する」の次に「とともに、適切な措置を講ずる」を加える。

第6条第1号イ(ア)及び第2号イ(ア)に次のただし書を加える。

ただし、施設の外観にあっては、周囲の善良な風俗を害するおそれがないと認められる場合として市長が別に定める場合は、これによらないことができる。

第6条第2号エを削る。

第7条第1号中「給湯設備は」の次に「、貯湯槽を設ける場合又は原湯その他浴用に使用する湯水を循環する場合においては」を加え、同号ア中「60度」を「摂氏60度」に、「55度」を「摂氏55度」に、「50度」を「摂氏50度」に改め、同条第2号に次のただし書を加える。

ただし、客室の浴室内に設ける浴槽にあっては、当該客室に湯を供給するための専用の給湯設備を使用し、かつ、当該給湯設備に浴槽水の逆流を防止する措置がとられている場合は、この限りでない。

第10条第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条第17号）

旅 館 業 施 設 水 質 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

（報告先）

横浜市保健所長

住 所

報告者

氏 名

〔 法人の場合は、名称・  
代表者の氏名 〕

電話番号

旅館業の施設の浴槽水等について水質検査を実施しましたので、旅館業法施行細則第5条第17号の規定に基づき、次のとおり報告します。

旅館業	名 称	
	所 在 地	
	種 別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業
水 質 検 査 の 時 期	浴室等の使用開始前 ・ 定期	
検 体 の 種 類	原 湯 ・ 原 水 ・ 上がり用湯 上がり用水 ・ 浴 槽 水	
水 質 検 査 年 月 日	年 月 日	
検 査 結 果 (検査成績書の写しを添付してください。)	別紙のとおり	

（注意） この報告書は、浴室等の使用開始前の水質検査については検査後速やかに、定期の水質検査については1年に1回、旅館業の施設の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。

(A4)



## 第 3 号 様 式 削 除

## 附 則

## ( 施 行 期 日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

## ( 経 過 措 置 )

2 この規則による改正後の旅館業法施行細則（以下「新規則」という。）第6条及び第7条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可の申請に係る旅館業の施設について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に存する旅館業の施設を施行日以後に改修する場合には、当該改修する部分に限り、新規則第6条及び第7条の規定を適用する。

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第76号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則(昭和61年6月横浜市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第3号から第6号までに掲げる書類については、公衆浴場の営業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であって公衆浴場の構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。

第3条第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(理容師法施行細則の一部改正)

第2条 理容師法施行細則(昭和45年2月横浜市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1号様式裏面中「返却します。」の次に「なお、1の書類のうち平面図、2の書類、5の書類及び6の書類については、理容所の開設者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。」を加え、

「※6 管理理容師の設置を必要とする理容所を開設する場合は、管理理容師講習会修了証

を

「※6 管理理容師の設置を必要とする理容所を開設する場合は、管理理容師講習会修了証

7 その他保健所長が必要と認める書類

」

に改める。  
第6号様式の2中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(美容師法施行細則の一部改正)

第3条 美容師法施行細則(昭和45年2月横浜市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1号様式裏面中「返却します。」の次に「なお、1の書類の

うち平面図、2の書類、5の書類及び6の書類については、美容所の開設者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。」を加え、

「※6 管理美容師の設置を必要とする美容所を開設する場合は、管理美容師講習会修了証」

を  
「※6 管理美容師の設置を必要とする美容所を開設する場合は、管理美容師講習会修了証  
7 その他保健所長が必要と認める書類」

に改める。

第6号様式の2中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第4条 クリーニング業法施行細則（昭和45年2月横浜市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1号様式裏面中「返却します。」の次に「なお、1の書類のうち平面図、4の書類及び5の書類については、クリーニング業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。」を加え、

「※5 研修・講習会の修了証書」

を  
「※5 研修・講習会の修了証書  
6 その他保健所長が必要と認める書類」に改める。

第1号様式の2裏面中「返却します。」の次に「なお、1の書類のうち平面図、3の書類及び4の書類については、クリーニング業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。」を加え、

「※4 研修・講習会の修了証書」

を  
「※4 研修・講習会の修了証書  
5 その他保健所長が必要と認める書類」に改める。

第6号様式の2中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**告 示**

---

横 浜 市 告 示 第 765 号

横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 の 公 表

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 243 条 の 3 第 1 項 、 横 浜 市 財 政 事 情 の 公 表 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 21 号 ） 及 び 横 浜 市 将 来 に わ た る 責 任 あ る 財 政 運 営 の 推 進 に 関 す る 条 例 （ 平 成 26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 29 号 ） 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 292 号 ） 第 40 条 の 2 、 横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 60 号 ） 、 横 浜 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 61 号 ） 、 横 浜 市 埋 立 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 62 号 ） 、 横 浜 市 水 道 事 業 及 び 工 業 用 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 64 号 ） 及 び 横 浜 市 交 通 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 65 号 ） に 基 づ き 、 横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長      林                      文      子

横浜市告示第766号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成24年11月横浜市告示第618号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和2年2月4日	特定非営利活動法人国連ウイメン日本協会	戸塚区上倉田町435番地の1	(新)平成24年1月1日から令和7年1月28日まで
			(旧)平成24年1月1日から平成32年1月28日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成26年12月横浜市告示第720号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和2年5月6日	特定非営利活動法人市民セクターよこはま	(新)中区弁天通6丁目81番	(新)平成26年1月1日から令和4年3月31日まで
		(旧)中区太田町4丁目49番地	(旧)平成26年1月1日から平成34年3月31日まで

3 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成25年2月横浜市告示第64号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和元年7月1日	特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	(新)中区黄金町1丁目4番地先	(新)平成24年11月16日から令和5年6月30日まで
		(旧)中区日ノ出町2丁目158番地	(旧)平成24年11月16日から平成35年6月30日まで

			日まで
--	--	--	-----

横浜市告示第 767 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文 子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名 称	所在地
令和2年9月1日	ファミリークリニック あざみ野	青葉区すすき野三丁目2番地の13
令和2年9月23日	青葉台脳神経クリニック	青葉区青葉台二丁目6番地の12
令和2年10月1日	古家内科医院	港南区丸山台二丁目34番8号
同	有限会社四季美だるま 薬局	旭区四季美台16番地の5
同	浅木クリニック	港北区菊名一丁目1番8号
同	飯田薬局大倉山店	港北区大倉山一丁目29番11号
同	ながつた緑の皮フ科・ 形成外科	緑区長津田みなみ台五丁目24番地の1
同	飯田薬局江田店	青葉区荏田北一丁目2番地の1
同	医療法人社団藤の会か ない小児科	青葉区藤が丘二丁目6番地の9
同	飯田薬局たまプラーザ 店	青葉区美しが丘一丁目4番地の3
同	クローバー薬局見花山 店	都筑区見花山14番5号
同	医療法人社団あおい会 杉本クリニック	都筑区中川中央一丁目30番1号
同	桂台歯科医院	栄区桂台南二丁目31番1号
同	アリス薬局緑園都市	泉区緑園三丁目11番地の18
同	一般社団法人横浜市泉	泉区和泉中央北五



	区医師会泉区休日急患診療所	丁目1番5号
令和2年11月1日	調剤薬局ツルハドラッグ鶴見市場店	鶴見区市場東中町5番地の11
同	グレイス在宅クリニック	中区元町3丁目133番地の9
同	みきデンタルクリニック	南区万世町1丁目19番地の2
同	横浜綱島フォレスト内科・呼吸器クリニック	港北区綱島西二丁目12番10号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和2年10月1日	株式会社アンビス	東京都中央区京橋1丁目1番1号	医心館訪問看護ステーション上大岡	港南区大久保一丁目11番13号
同	株式会社山本	金沢区六浦二丁目12番45号	母子訪問ステーション山本	金沢区六浦二丁目14番12号
同	A L S O K 介護株式会社	さいたま市大宮区三橋2丁目795番地	アミカ横浜訪問看護ステーション	青葉区美しが丘一丁目12番地の18

横 浜 市 告 示 第 768 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 施 術 者 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 55 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 施 術 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
令 和 2 年 11 月 1 日	野 口 一 登	想 い あ ん ま マ ッ サ ー ジ 指 圧	戸 塚 区 影 取 町 175 番 地
令 和 2 年 12 月 1 日	鈴 木 直 子	開 設 な し	鶴 見 区 栄 町 通 3 丁 目 27 番 地 の 1
同	清 水 広 貴	は る 訪 問 マ ッ サ ー ジ	保 土 ケ 谷 区 境 木 本 町 23 番 10 号
同	三 枝 か お り	想 い あ ん ま マ ッ サ ー ジ 指 圧	戸 塚 区 影 取 町 175 番 地

横 浜 市 告 示 第 769 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 施 術 者 の 変 更

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 55 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 施 術 者 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た

。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
平 成 31 年 2 月 1 日	米 川 直 人	(新) さ くら 鍼 灸 マ ッ サ ー ジ 院 港 南 台 院	(新) 港 南 区 港 南 台 三 丁 目 1 番 2 号
		(旧) ひ ま わ り 鍼 灸 院	(旧) 金 沢 区 能 見 台 通 8 番 2 号

横浜市告示第 770 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和元年 7月1日	(新)医療法人サンライズ東神奈川サンライズ歯科クリニック東神奈川	神奈川県東神奈川一丁目29番地
	(旧)医療法人サンライズサンライズ歯科クリニック東神奈川	
令和2年 4月1日	(新)ティースホワイト横浜デンタルクリニック	神奈川県大口通138番地の9
	(旧)すずき歯科医院	
令和2年 8月31日	(新)ファミリークリニックあざみ野	青葉区すすき野三丁目2番地の13
	(旧)ピースフルクリニック消化器内科	
令和2年 10月1日	(新)医療法人社団翠心会尾作医院	中区本牧町1丁目115番地
	(旧)医療法人社団翠心会尾作内科循環器科医院	
同	(新)日本調剤荏田薬局	都筑区荏田南五丁目1番18号
	(旧)荏田プラザ薬局	
令和2年 10月19日	梅の木眼科クリニック	(新)保土ヶ谷区西谷一丁目25番21号
		(旧)保土ヶ谷区西谷町742番地の6
同	フラワー薬局	(新)保土ヶ谷区西谷三丁目1番
		(旧)保土ヶ谷区西谷町747番地の2
同	加藤薬局西谷店	(新)保土ヶ谷区西谷三丁目

		22番5号 (旧)保土ヶ谷区西谷町 882番地の1
同	くろだ内科医院	(新)保土ヶ谷区西谷四丁目3番19号 (旧)保土ヶ谷区西谷町 1,055番地の1
同	医療法人社団日輝会 うなやま整形外科	(新)保土ヶ谷区西谷四丁目5番1号 (旧)保土ヶ谷区西谷町 924番地の1
同	保土ヶ谷北クリニック	(新)保土ヶ谷区西谷二丁目29番10号 (旧)保土ヶ谷区西谷町 1,258番地の1

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和2年8月1日	M・M m a r k s 株式会社	中区日本大通36番地	愛を繋ぐ訪問看護リハビリステーション	(新)中区本郷町3丁目232番地の3
				(旧)中区本郷町2丁目32番地
令和2年10月1日	一般社団法人横浜市泉区医師会	(新)泉区和泉中央北五丁目1番5号	横浜市泉区医師会訪問看護ステーション	(新)泉区和泉中央北五丁目1番5号
		(旧)泉区中田北一丁目9番8号		(旧)泉区中田北一丁目9番8号
令和2年10月24日	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町360番地	ナース24港北	(新)港北区新横浜二丁目4番地の17
				(旧)港北区新横浜三丁目7番地の19

横 浜 市 告 示 第 771 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和2年12月15日

横 浜 市 長 林 文 子

診 療 所 又 は 薬 局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 2 年 11 月 16 日	あいかわクリニック	都 筑 区 茅 ヶ 崎 南 五 丁 目 4 番 17 号

横浜市告示第 772 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和2年8月31日	ファミリークリニックあざみ野	青葉区すすき野三丁目2番地の13
令和2年9月22日	青葉台脳神経クリニック	青葉区しらとり台1番地の10
令和2年9月30日	古家内科医院	港南区丸山台二丁目30番2号
同	有限会社四季美だるま薬局	旭区四季美台37番地
同	浅木クリニック	港北区菊名一丁目4番2号
同	飯田薬局大倉山店	港北区大倉山一丁目29番11号
同	飯田薬局江田店	青葉区荏田北一丁目2番地の1
同	飯田薬局たまプラーザ店	青葉区美しが丘一丁目4番地の3
同	クローバー薬局見花山店	都筑区見花山14番5号
同	医療法人社団あおい会杉本クリニック	都筑区中川中央一丁目37番14号
同	桂台歯科医院	栄区桂台南二丁目31番1号
同	一般社団法人横浜市泉区医師会泉区休日急患診療所	泉区中田北一丁目9番8号
同	アリス薬局緑園都市	泉区緑園三丁目11番地の18
令和2年10月1日	はやかわクリニック	泉区緑園一丁目1番19号

令和2年10月11日	クリエイト薬局センター北プレミアヨコハマ店	都筑区中川中央一丁目30番1号
------------	-----------------------	-----------------

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和2年10月31日	医療法人社団健志会	鶴見区下末吉六丁目3番25号	ケアステーションよつ葉	鶴見区矢向四丁目31番9号



横浜市告示第 773 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和2年11月10日	しんまち駅前歯科クリニック	神奈川区東神奈川二丁目5番地の9

横浜市告示第 774 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年10月1日	医療法人社団日輝会	保土ヶ谷区西谷四丁目5番1号	医療法人社団日輝会うなやま整形外科	保土ヶ谷区西谷四丁目5番1号

2 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年11月1日	社会福祉法人伸こう福祉会	栄区公田町1,020番地の5	グループホームクロスハーフト鶴見・横浜	鶴見区矢向三丁目30番1号
同	同	同	グループホームクロスハーフト南・横浜	南区日枝町1丁目5番地
同	同	同	グループホームクロスハーフト港南・横浜	港南区東永谷一丁目37番5号
同	同	同	グループホームクロスハーフト田谷・栄	栄区田谷町1,249番地

3 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年10月1日	医療法人社団日輝会	保土ヶ谷区西谷四丁目5番1号	医療法人社団日輝会うなやま整形外科	保土ヶ谷区西谷四丁目5番1号

4 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年11月1日	社会福祉法人伸こう福祉会	栄区公田町1,020番地	グループホームクロスハーフト鶴見・横浜	鶴見区矢向三丁目30番1号

	社 会	の 5	ト 鶴 見 ・ 横 浜	
同	同	同	グ ル ー プ ホ ー ム ク ロ ス ハ ー ト 南 ・ 横 浜	南 区 日 枝 町 1 丁 目 5 番 地
同	同	同	グ ル ー プ ホ ー ム ク ロ ス ハ ー ト 港 南 ・ 横 浜	港 南 区 東 永 谷 一 丁 目 37 番 5 号
同	同	同	グ ル ー プ ホ ー ム ク ロ ス ハ ー ト 田 谷 ・ 栄	栄 区 田 谷 町 1, 249 番 地

横浜市告示第775号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 10月1日	有限会社ケアサポート 絵日記	(新)緑区竹山一丁目20番地の8	有限会社ケアサポート絵日記	(新)緑区竹山一丁目20番地の8
		(旧)緑区竹山一丁目19番地の1		(旧)緑区竹山一丁目19番地の1

2 居宅介護事業者（訪問入浴介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 9月17日	アサヒサンクリーン株式会社	静岡市葵区本通10丁目8番地の1	アサヒサンクリー在宅介護センター荏田	(新)青葉区市ケ尾町1,466番地の4
				(旧)青葉区あざみ野南一丁目16番地の8

3 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 8月1日	M・M mark s株式会社	中区日本大通36番地	愛を繋ぐ訪問看護リハビリテーション	(新)中区本郷町3丁目232番地の3
				(旧)中区本郷町2丁目32番地
令和2年 10月1日	一般社団法人横浜市泉区医師会	(新)泉区和泉中央北五丁目1番5号	横浜市泉区医師会訪問看護ステーション	(新)泉区和泉中央北五丁目1番5号
		(旧)泉区中田北一丁目9番8号		(旧)泉区中田北一丁目9番8号
令和2年 10月19日	医療法人リファインネット	金沢区寺前一丁目1番28号	保土ヶ谷北クリニック	(新)保土ヶ谷区西谷二丁目29番10号
				(旧)保土ヶ谷区西谷町1,258番地の1

令和2年 10月24日	社会福祉法 人秀峰会	旭区下川井 町 360 番地	ナース24港 北	(新)港北区新横 浜二丁目4番 地の17
				(旧)港北区新横 浜三丁目7番 地の19

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在地
令和2年 10月19日	株式会社加 藤	東京都福生 市福生 992 番地の2	加藤薬局西谷 店	(新)保土ヶ谷区 西谷三丁目22 番5号
				(旧)保土ヶ谷区 西谷町 882 番 地の1
同	医療法人リ ファインネ ット	金沢区寺前 一丁目1番 28号	保土ヶ谷北ク リニック	(新)保土ヶ谷区 西谷二丁目29 番10号
				(旧)保土ヶ谷区 西谷町 1,258 番地の1

5 居宅介護事業者（特定施設入居者生活介護）

変更年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在地
令和2年 10月19日	株式会社日 本アメニテ ィライフ協 会	青葉区みた け台5番地 の10	花珠の家ほ どがや	(新)保土ヶ谷区 西谷二丁目29 番10号
				(旧)保土ヶ谷区 西谷町 1,258 番地の1

6 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支 援事業所の 名称	居宅介護支 援事業所の 所在地
平成25年 2月14日	医療法人社 団柴健会	(新)金沢区柴 町 349 番地 の1	医療法人社団 柴健会介護支 援事業所のぞ み	(新)金沢区柴町 349 番地の1
		(旧)金沢区柴 町 367 番地 の1		(旧)金沢区柴町 367 番地の1
令和2年 10月1日	一般社団法人 横浜市泉 区医師会	(新)泉区和泉 中央北五丁 目1番5号	横浜市泉区医 師会居宅介護 支援センター	(新)泉区和泉中 央北五丁目1 番5号
		(旧)泉区中田 北一丁目9 番8号		(旧)泉区中田北 一丁目9番8 号
令和2年 10月19日	リハビリデ ィサービス	保土ヶ谷区 上星川三丁	ケアサポー トファイト	(新)保土ヶ谷区 西谷三丁目12

	ファイト合同会社	目 11 番 7 号		番 23 号
				(旧)保土ヶ谷区西谷町 747 番地の 8

7 介護予防事業者（介護予防訪問入浴介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年9月17日	アサヒサンクリーン株式会社	静岡市葵区本通10丁目8番地の1	アサヒサンクリー在宅介護センター 荏田	(新)青葉区市ケ尾町 1,466 番地の 4 (旧)青葉区あざみ野南一丁目16番地の 8

8 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年8月1日	M・M mark s 株式会社	中区日本大通36番地	愛を繋ぐ訪問看護リハビリテーション	(新)中区本郷町3丁目232番地の 3 (旧)中区本郷町2丁目32番地
令和2年10月1日	一般社団法人横浜市泉区医師会	(新)泉区和泉中央北五丁目1番5号 (旧)泉区中田北一丁目9番8号	横浜市泉区医師会訪問看護ステーション	(新)泉区和泉中央北五丁目1番5号 (旧)泉区中田北一丁目9番8号
令和2年10月19日	医療法人リファインネット	金沢区寺前一丁目1番28号	保土ヶ谷北クリニック	(新)保土ヶ谷区西谷二丁目29番10号 (旧)保土ヶ谷区西谷町 1,258 番地の 1
令和2年10月24日	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町 360 番地	ナース 2 4 港北	(新)港北区新横浜二丁目4番地の 17 (旧)港北区新横浜三丁目7番地の 19

9 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年10月19日	株式会社加藤	東京都福生市福生 992 番地の 2	加藤薬局西谷店	(新)保土ヶ谷区西谷三丁目22番5号 (旧)保土ヶ谷区西谷町 882 番地の 1

同	医療法人リ ファインネ ット	金沢区寺前 一丁目1番 28号	保土ヶ谷北ク リニック	(新)保土ヶ谷区 西谷二丁目29 番10号 (旧)保土ヶ谷区 西谷町 1,258 番地の1
---	----------------------	-----------------------	----------------	--

10 介護予防事業者（介護予防特定施設入居者生活介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和2年 10月19日	株式会社日 本アメニテ ィライフ協 会	青葉区みた け台5番地 の10	花珠の家ほ どがや	(新)保土ヶ谷区 西谷二丁目29 番10号 (旧)保土ヶ谷区 西谷町 1,258 番地の1

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在地
令和元年 10月1日	有限会社ケ アサポート 絵日記	(新)緑区竹山 一丁目20番 地の8 (旧)緑区竹山 一丁目19番 地の1	有限会社ケア サポート絵日 記	(新)緑区竹山一 丁目20番地の 8 (旧)緑区竹山一 丁目19番地の 1

横浜市告示第776号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年12月1日	クルーズ薬局 新羽店	港北区新羽町 1,685 番地	薬局
同	クルーズ薬局 能見台店	金沢区能見台通2番 6号	同
同	ハックドラッグ 杉田調剤薬局	磯子区杉田一丁目14 番9号	同
同	ぴゅあ訪問看護 リハビリステーション	神奈川区新子安一丁 目9番17号	訪問看護



横浜市告示第 777 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 10月11日	クリエイト薬局 センター北プレ ミアヨコハマ店	都筑区中川中央一丁 目30番1号	薬局
令和2年 10月31日	クルーズ薬局新 羽店	港北区新羽町 1,685 番地	同
令和2年 10月31日	クルーズ薬局能 見台店	金沢区能見台通2番 6号	同
令和2年 10月31日	せせらぎ訪問看 護	都筑区仲町台一丁目 29番10号	訪問看護

横浜市告示第 778 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年12月1日	クリエイト薬局 青葉松風台店	青葉区桂台二丁目1番地の2	薬局
同	ゆり薬局	都筑区南山田二丁目18番7号	同
同	いろはかえで訪問看護リハビリステーション	戸塚区戸塚町 4,766番地	訪問看護

横浜市告示第 779 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年12月1日	医療法人社団永康会青葉台腎クリニック	青葉区青葉台二丁目5番地	腎臓
同	医療法人社団聡和会越川記念よこはま腎クリニック	都筑区茅ヶ崎中央36番3号	同
同	小田薬局中山店	緑区中山三丁目34番39号	薬局

横浜市告示第780号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年8月1日	愛を繋ぐ訪問看護リハビリテーション	(新)中区本郷町3丁目232番地の3	訪問看護
		(旧)中区本郷町2丁目32番地	
令和2年10月24日	ナーズ24港北	(新)港北区新横浜二丁目4番地の17	同
		(旧)港北区新横浜三丁目7番地の19	

横浜市告示第781号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年11月1日	小川医院	港北区篠原西町2番8号	病院又は診療
同	横浜カメラアホスピタル	旭区白根町920番地	同
同	グリーン薬局	中区松影町2丁目7番地の1	薬局
同	ひなた薬局 横浜店	緑区白山四丁目73番13号	同
同	矢野調剤薬局 瀬谷店	瀬谷区下瀬谷一丁目41番地の5	同
同	みのり薬局	泉区和泉町523番地の2	同
同	十字堂薬局	青葉区荏田北三丁目7番地の25	同
同	藤ファーマシー すすき野店	青葉区すすき野三丁目2番地の13	同
同	コスモス薬局	都筑区大丸1番2号	同
同	サカエファーマシー 日限山店	港南区日限山二丁目1番33号	同
同	ひまわり薬局	青葉区奈良一丁目13番地の9	同
同	川和マリン薬局	都筑区川和町995番地の2	同
同	ひまわり訪問看護ステーション	旭区今宿一丁目28番2号	訪問看護

横浜市告示第 782 号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ア プルール	アプルール 横浜いずみ	泉区中田東3丁 目21番8号	令和2年 12月1日	特定施設入 居者生活介 護

横 浜 市 告 示 第 783 号

保 存 す べ き 緑 地 の 指 定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）  
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を  
指定した。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
綱島市民の森	港北区綱島台 1,300 番 の 3	令和2年11月19日から 令和12年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 784 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

横 浜 市 長 林 文 子

1 道路区域の供用開始の期日

令和2年12月22日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
高田 第454号線	港北区新吉田東四丁目3,689番の1地先から 同 区新吉田町3,617番の3地先まで	22.00 ないし 42.14 m	342.85 m
高田 第559号線	港北区新吉田町3,534番の3地先から 同 区新吉田東三丁目3,697番の1地先まで	9.00 ないし 10.26	126.65



公 告

横 浜 市 公 告 第 713 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 11 月 24 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 「 ど ろ ん 子 」 会	奥 村 智 子	青 葉 区 寺 家 町 112 番 地	こ の 法 人 は 、 児 童 福 祉 法 に も と づ き 、 保 育 を 必 要 と す る 幼 児 と そ の 保 護 者 に 対 し て 、 保 育 に 関 する 事 業 を 行 い 、 子 ど も の 豊 か な 発 達 を 促 す た め に 、 子 育 て 支 援 を し て 、 社 会 全 体 に 貢 献 す る こ と を 目 的 と す る 。

横浜市公告第714号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄鶴見尻手ビル  
鶴見区尻手二丁目2番8号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ  
代表取締役 森 村 幹 夫  
西区南幸二丁目1番22号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 千 原 広 司 西区南幸二丁目1番22号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 森 村 幹 夫 西区南幸二丁目1番22号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠 藤 浩 之 茨城県水戸市柳町1丁目13番20号 ほか1者	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平 本 忠 茨城県水戸市柳町1丁目13番20号 ほか1者

(4) 変更の年月日

令和元年6月27日

(5) 変更した理由

設 置 者 の 代 表 者 の 変 更 の た め ほ か

2

届 出 年 月 日

令 和 2 年 11 月 10 日

3

縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第715号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年12月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄ビル

西区北幸一丁目3番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役 森 村 幹 夫

西区南幸二丁目1番22号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 千 原 広 司 西区南幸二丁目1番22号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 森 村 幹 夫 西区南幸二丁目1番22号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ホールディングス株式会社 代表取締役 林 英 一 西区北幸二丁目9番14号 ほか7者	相鉄ホールディングス株式会社 代表取締役 滝 澤 秀 之 西区北幸二丁目9番14号 ほか6者

(4) 変更の年月日

令和元年6月27日ほか

(5) 変更した理由

設 置 者 の 代 表 者 変 更 の た め ほ か

2

届 出 年 月 日

令 和 2 年 11 月 10 日

3

縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

## 横 浜 市 公 告 第 716 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成  
29 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 895 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 4 番 の 6 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ク ロ ロ エ チ レ ン、1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン、シ ス - 1, 2 -  
ジ ク ロ ロ エ チ レ ン、ジ ク ロ ロ メ タ ン、ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
土 壌 汚 染 状 況 調 査 の 対 象 地 の 試 料 採 取 等 を 行 う 区 画 の 選 定 等 を  
省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該  
省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て 実 施 し た 結 果、土 壌 溶 出 量 基 準 に 適  
合 す る こ と を 確 認 し た た め。

## 横 浜 市 公 告 第 717 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
元 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 524 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 4 番 の 6 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ク ロ ロ エ チ レ ン、1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン、1, 2 - ジ ク ロ  
ロ エ チ レ ン、ジ ク ロ ロ メ タ ン、ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
土 壌 汚 染 状 況 調 査 の 対 象 地 の 試 料 採 取 等 を 行 う 区 画 の 選 定 等 を  
省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該  
省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て 実 施 し た 結 果、土 壌 溶 出 量 基 準 に 適  
合 す る こ と を 確 認 し た た め。

## 横 浜 市 公 告 第 718 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
2 年 9 月 横 浜 市 公 告 第 488 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を  
解 除 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
磯 子 区 岡 村 四 丁 目 650 番 の 1、650 番 の 1 地 先 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
シ ア ン 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去



横 浜 市 公 告 第 719 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 2 年 10 月 19 日	30380	株 式 会 社 ア ル テ ク ト	原 寛 和	(新) 保 土 ヶ 谷 区 西 谷 三 丁 目 26 番 36 号
				(旧) 保 土 ヶ 谷 区 西 谷 町 823 番 地
令 和 2 年 11 月 1 日	00142	南 設 備 工 業 株 式 会 社	(新) 青 木 健 一	南 区 庚 台 72 番 地 の 1
			(旧) 浜 中 征 子	
令 和 2 年 8 月 31 日	00866	有 限 会 社 藤 原 興 業	(新) 藤 原 圭 一 郎	大 和 市 中 央 林 間 西 2 丁 目 1 番 8 号
			(旧) 藤 原 隆 志	

横浜市公告第 720 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年12月15日

契約事務受任者

横浜市資源循環局長 金澤貞幸

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 ( m <sup>2</sup> )
3-07-001	横浜市泉区新橋町 1,553 番外	神明台処分地スポーツ施設（野球場脇及びサッカー場脇の2箇所建物外）	2.38

(3) 最低貸付料（年額）

物件番号 3-07-001      344,500 円

(4) 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・

運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和元年度及び令和2年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
  - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
  - (8) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条に違反した者でないこと。
- 3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和2年12月15日から令和2年12月24日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課（横浜市庁舎23階）

電話 045(671)2560

※ 横浜市役所ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/sonota/shigen/>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和3年1月12日から令和3年1月15日まで

(2) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課（横浜市庁舎23階）

電話 045(671)2560

5 入札日時及び場所

令和3年2月1日午前10時

中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎23階 N-02会議室

6 入札保証金

免除

7 次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第7条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

## 横 浜 市 公 告 第 721 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 7 月 22 日 第 31 開 802 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 さ ち が 丘 19 番 地 の 1  
藤 松 産 業 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 佐 藤 真 吾
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 さ ち が 丘 8 番 の 2 、 8 番 の 5 、 8 番 の 14 、 8 番 の 31 か ら 8  
番 の 46 ま で 、 17 番 の 6 の 一 部 、 17 番 の 30 の 一 部 、 17 番 の 31 の 一 部  
、 17 番 の 32 の 一 部 、 17 番 の 44 、 17 番 の 45 、 200 番 の 10 の 一 部 及 び  
200 番 の 96 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 722 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 3 月 12 日 第 31 開 1506 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 柏 尾 町 954 番 地  
株 式 会 社 ワ タ ナ ベ  
代 表 取 締 役 門 井 康 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
栄 区 飯 島 町 745 番 の 3 、 745 番 の 4 、 745 番 の 6 、 745 番 の 18  
か ら 745 番 の 20 ま で 、 754 番 の 5 、 754 番 の 9 、 754 番 の 36 か ら  
754 番 の 53 ま で 、 754 番 の 55 、 754 番 の 56 、 760 番 の 2 及 び 760  
番 の 3

## 横 浜 市 公 告 第 723 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 3 月 17 日 第 31 開 908 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号  
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社  
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 小 西 英 輔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
磯 子 区 杉 田 三 丁 目 1,097 番 の 4 、 1,097 番 の 58 、 1,097 番 の 59  
及 び 1,097 番 の 85 か ら 1,097 番 の 90 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 724 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 6 月 9 日 第 2020 開 501 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 4 番 1 号  
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト  
代 表 取 締 役 福 岡 良 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
南 区 井 土 ケ 谷 中 町 15 番 の 4 及 び 15 番 の 20 から 15 番 の 34 ま で



## 横 浜 市 公 告 第 725 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 9 月 7 日 第 2020 開 604 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 南 区 芹 が 谷 二 丁 目 1,060 番 の 132 及 び 1,060 番 の 133

## 横 浜 市 公 告 第 726 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 9 月 7 日 第 2020 開 605 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 南 区 芹 が 谷 二 丁 目 1,060 番 の 134 及 び 1,060 番 の 135

## 横 浜 市 公 告 第 727 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 9 月 17 日 第 2020 開 1608 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 2 番 6 号  
弥 生 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 和 泉 中 央 南 三 丁 目 3,908 番 の 1 の 一 部 、 3,908 番 の 26 、 3,908 番 の 30 及 び 3,908 番 の 31

## 横 浜 市 公 告 第 728 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 2 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 12 月 3 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
42.57 m
- 5 指 定 の 場 所  
神 奈 川 区 片 倉 三 丁 目 622 番 の 5 及 び 623 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名  
三 枝 日 出 夫

## 横 浜 市 公 告 第 729 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 10 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 12 月 2 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
18.83 m
- 5 指 定 の 場 所  
金 沢 区 西 柴 一 丁 目 42 番 の 1 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名  
大 栄 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 小 林 俊 司

横 浜 市 公 告 第 730 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 14 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 11 月 30 日
- 3 道 路 の 幅 員  
6.00 m ないし 6.05 m
- 4 道 路 の 延 長  
6.27 m
- 5 指 定 の 場 所  
瀬 谷 区 瀬 谷 二 丁 目 23 番 の 9
- 6 申 請 者 の 氏 名  
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 二 村 淳 一

横 浜 市 公 告 第 731 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 14 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 12 月 2 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
36.54 m
- 5 指 定 の 場 所  
瀬 谷 区 相 沢 四 丁 目 34 番 の 2 、 34 番 の 10 及 び 34 番 の 14
- 6 申 請 者 の 氏 名  
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 二 村 淳 一

## 横 浜 市 公 告 第 732 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 14 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 12 月 4 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
42.67 m
- 5 指 定 の 場 所  
瀬 谷 区 五 貫 目 町 18 番 の 29
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 E A  
代 表 取 締 役 水 沢 尚 弘



## 横 浜 市 公 告 第 733 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定  
に 基 づ く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 12 月 15 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
4.00 m
- 4 廃 止 の 場 所  
磯 子 区 杉 田 三 丁 目 1,097 番 の 58 及 び 1,097 番 の 59
- 5 申 請 者 の 氏 名  
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社  
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 小 西 英 輔

## 横 浜 市 公 告 第 734 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 60 ・ 1 ・ 2 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 12 月 2 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
72.45 m
- 5 廃 止 の 場 所  
鶴 見 区 梶 山 二 丁 目 391 番 の 6 地 先 か ら 416 番 の 20 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 735 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 33 ・ 120 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 11 月 26 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
14.56 m
- 5 廃 止 の 場 所  
旭 区 今 宿 町 2,660 番 の 1 の 一 部 、 2,660 番 の 207 、 2,664 番 の  
34 の 一 部 及 び 2,664 番 の 96 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 736 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 56 ・ 8 ・ 4 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 11 月 27 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
0.49 m
- 5 廃 止 の 場 所  
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 93 番 の 2 及 び 102 番 の 35 の 各 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 737 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 32 ・ 57 号

## 2 廃 止 年 月 日

令 和 2 年 11 月 26 日

## 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

## 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

194.50 m

## 5 廃 止 の 場 所

港 北 区 小 机 町 2,600 番 の 73 地 先 から 2,600 番 の 80 地 先 ま で 、 小  
机 町 2,600 番 の 88 地 先 から 2,600 番 の 146 地 先 ま で 及 び 小 机 町 2,  
600 番 の 100 地 先 から 2,600 番 の 146 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 738 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 12 月 3 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
13.95 m
- 4 廃 止 の 場 所  
金 沢 区 寺 前 一 丁 目 107 番 の 3 及 び 107 番 の 13 の 各 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
森 部 嘉 郎

横 浜 市 公 告 第 739 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 12 月 1 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
7.14 m
- 4 廃 止 の 場 所  
戸 塚 区 平 戸 町 1,199 番 の 1 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 アイ 建 設  
代 表 取 締 役 坂 本 繁 美

区 告 示

南区告示第10号（令和2年11月30日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、別所町友会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年11月30日

横浜市南区長 松 山 弘 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	黒 田 宗 政 南 区 別 所 五 丁 目 15 番 6 号	垣 田 昭 太 郎 南 区 別 所 五 丁 目 6 番 16 - 611 号



---

区 公 告

---

栄区公告第75号（令和2年11月28日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和2年11月28日

横浜市栄区長 富士田 学

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 27 - 78 浜 横浜	令和2年9月26日

---

## 交 通 局

---

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年12月15日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第20号

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第13条中「山下ふ頭バス待合所」の次に「、横浜駅東口バス待合所」を加える。

第13条の4第2項中「山下ふ頭バス待合所」の次に「及び横浜駅東口バス待合所」を加える。

第57条第1項中「山下ふ頭バス待合所」の次に「及び横浜駅東口バス待合所」を加える。

附 則

この規程は、令和2年12月19日から施行する。

---

## 教 育 委 員 会

---

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 24 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 11 月 26 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 飯 島 小 学 校	学 校 長	大 野 幸 二	減 給 10 分 の 1 6 箇 月

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 25 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 11 月 26 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 間 門 小 学 校	教 諭	仲 地 芽	停 職 3 箇 月

横浜市教育委員会公告第26号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号により、次の者を令和2年11月26日懲戒処分に付した。

令和2年12月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
高等学校	教諭	公表基準により 非公表	停職3箇月

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第10号（令和2年12月1日揭示済）

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項及び同条第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

横浜市選挙管理委員会  
委員長 川口正壽

50分の1の数	62,604 人
6分の1の数	521,697 人
3分の1の数	1,043,394 人
選挙区ごとの3分の1の数	
鶴見区	80,012 人
神奈川区	67,398 人
西区	28,622 人
中区	40,025 人
南区	55,561 人
港南区	61,038 人
保土ヶ谷区	57,657 人
旭区	69,727 人
磯子区	46,722 人
金沢区	55,959 人
港北区	97,746 人
緑区	50,148 人
青葉区	85,970 人
都筑区	57,039 人
戸塚区	78,110 人
栄区	34,220 人
泉区	42,943 人
瀬谷区	34,503 人

総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1

1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数  
491,273 人

---

## 区選挙管理委員会

---

鶴見区選挙管理委員会告示第5号（令和2年12月3日掲示済）  
横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市鶴見区選挙管理委員会  
委員長 鴨志田 正 晴

- 1 署名し印を押した者の総数  
13,929 人
- 2 有効署名の総数  
12,999 人



神奈川県選挙管理委員会告示第5号（令和2年12月3日掲示済）  
 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市神奈川区選挙管理委員会  
 委員長 押木三恵子

- 1 署名し印を押した者の総数  
 9,706 人
- 2 有効署名の総数  
 9,013 人

西 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 号 ( 令 和 2 年 12 月 3 日 掲 示 済 )

横 浜 市 に お け る カ ジ ノ を 含 む 統 合 型 リ ゾ ー ト 施 設 ( I R ) 誘 致 に つ い て の 住 民 投 票 に 関 す る 条 例 制 定 請 求 者 署 名 簿 の 総 数 及 び 有 効 署 名 総 数

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 95 条 の 2 の 規 定 に よ り 、 横 浜 市 に お け る カ ジ ノ を 含 む 統 合 型 リ ゾ ー ト 施 設 ( I R ) 誘 致 に つ い て の 住 民 投 票 に 関 す る 条 例 制 定 請 求 者 署 名 簿 に 署 名 し 印 を 押 し た 者 の 総 数 及 び 有 効 署 名 総 数 を 、 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 2 年 12 月 3 日

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 高 林 久 寛

- 1 署 名 し 印 を 押 し た 者 の 総 数  
5,003 人
- 2 有 効 署 名 の 総 数  
4,646 人

中区選挙管理委員会告示第10号（令和2年12月3日掲示済）  
横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市中区選挙管理委員会  
委員長 高 島 清

- 1 署名し印を押した者の総数  
5,894 人
- 2 有効署名の総数  
5,425 人

南区選挙管理委員会告示第3号（令和2年12月3日掲示済）

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市南区選挙管理委員会  
委員長 堀 口 弘 之

- 1 署名し印を押した者の総数  
10,885 人
- 2 有効署名の総数  
10,104 人

港南区選挙管理委員会告示第6号（令和2年12月3日揭示済）  
横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市港南区選挙管理委員会  
委員長 長谷川 勝 保

- 1 署名し印を押した者の総数  
13,334 人
- 2 有効署名の総数  
12,425 人

保土ヶ谷区選挙管理委員会告示第5号（令和2年12月3日掲示済）  
横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会  
委員長 山本俊明

- 1 署名し印を押した者の総数  
11,649 人
- 2 有効署名の総数  
10,739 人

旭区選挙管理委員会告示第5号（令和2年12月3日揭示済）

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市旭区選挙管理委員会  
委員長 篠崎 啓史

- 1 署名し印を押した者の総数  
15,954 人
- 2 有効署名の総数  
14,822 人

磯子区選挙管理委員会告示第5号（令和2年12月3日揭示済）  
横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市磯子区選挙管理委員会  
委員長 堤 脩

- 1 署名し印を押した者の総数  
10,686 人
- 2 有効署名の総数  
9,861 人



金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号 ( 令 和 2 年 12 月 3 日 掲 示 済 )  
横 浜 市 に お け る カ ジ ノ を 含 む 統 合 型 リ ゾ ー ト 施 設 ( I R ) 誘 致 に つ い て の 住 民 投 票 に 関 す る 条 例 制 定 請 求 者 署 名 簿 の 総 数 及 び 有 効 署 名 総 数

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 95 条 の 2 の 規 定 に よ り 、 横 浜 市 に お け る カ ジ ノ を 含 む 統 合 型 リ ゾ ー ト 施 設 ( I R ) 誘 致 に つ い て の 住 民 投 票 に 関 す る 条 例 制 定 請 求 者 署 名 簿 に 署 名 し 印 を 押 し た 者 の 総 数 及 び 有 効 署 名 総 数 を 、 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 2 年 12 月 3 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 真 鍋 徳 茂

- 1 署 名 し 印 を 押 し た 者 の 総 数  
15,789 人
- 2 有 効 署 名 の 総 数  
14,658 人

港北区選挙管理委員会告示第2号（令和2年12月3日揭示済）  
横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市港北区選挙管理委員会  
委員長 片川健治

- 1 署名し印を押した者の総数  
16,307 人
- 2 有効署名の総数  
15,216 人

緑区選挙管理委員会告示第2号（令和2年12月3日掲示済）

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市緑区選挙管理委員会  
委員長 庄 司 優

- 1 署名し印を押した者の総数  
12,005 人
- 2 有効署名の総数  
10,928 人

青葉区選挙管理委員会告示第3号（令和2年12月3日揭示済）  
横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市青葉区選挙管理委員会  
委員長 高橋俊雄

- 1 署名し印を押した者の総数  
19,601 人
- 2 有効署名の総数  
18,142 人

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号 ( 令 和 2 年 12 月 3 日 掲 示 済 )  
横 浜 市 に お け る カ ジ ノ を 含 む 統 合 型 リ ゾ ー ト 施 設 ( I R ) 誘 致 に つ い て の 住 民 投 票 に 関 す る 条 例 制 定 請 求 者 署 名 簿 の 総 数 及 び 有 効 署 名 総 数

地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 95 条 の 2 の 規 定 に よ り 、 横 浜 市 に お け る カ ジ ノ を 含 む 統 合 型 リ ゾ ー ト 施 設 ( I R ) 誘 致 に つ い て の 住 民 投 票 に 関 す る 条 例 制 定 請 求 者 署 名 簿 に 署 名 し 印 を 押 し た 者 の 総 数 及 び 有 効 署 名 総 数 を 、 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 2 年 12 月 3 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 細 野 正 隆

- 1 署 名 し 印 を 押 し た 者 の 総 数  
10,195 人
- 2 有 効 署 名 の 総 数  
9,341 人

戸塚区選挙管理委員会告示第3号（令和2年12月3日揭示済）  
横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市戸塚区選挙管理委員会  
委員長 金子 光 一

- 1 署名し印を押した者の総数  
14,627 人
- 2 有効署名の総数  
13,362 人

栄区選挙管理委員会告示第3号（令和2年12月3日掲示済）

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市栄区選挙管理委員会  
委員長 熊田成之

- 1 署名し印を押した者の総数  
6,697 人
- 2 有効署名の総数  
6,231 人

泉区選挙管理委員会告示第3号（令和2年12月3日掲示済）  
 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市泉区選挙管理委員会  
 委員長 宮澤 弘

- 1 署名し印を押した者の総数  
 8,744 人
- 2 有効署名の総数  
 8,093 人



瀬谷区選挙管理委員会告示第3号（令和2年12月3日揭示済）  
横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿の総数及び有効署名総数

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名総数を、次のとおり告示する。

令和2年12月3日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会  
委員長 二階堂 一 巳

- 1 署名し印を押した者の総数  
7,714 人
- 2 有効署名の総数  
7,188 人

港北区選挙管理委員会告示第3号

委員長等の氏名

令和2年12月2日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和2年12月15日

横浜市港北区選挙管理委員会  
委員長 片川健治

委員長

片川健治

委員長職務代理者

尾崎あづさ

緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 2 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理  
者 に 就 任 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 庄 司 優

委 員 長

庄 司 優

委 員 長 職 務 代 理 者

齋 藤 純 男

青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 2 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 高 橋 俊 雄

委 員 長

高 橋 俊 雄

委 員 長 職 務 代 理 者

谷 本 要

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 2 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 細 野 正 隆

委 員 長

細 野 正 隆

委 員 長 職 務 代 理 者

阿 部 文 夫

緑区選挙管理委員会告示第4号

委員の氏名

令和2年12月2日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和2年12月15日

横浜市緑区選挙管理委員会  
委員長 庄 司 優

奥 野 俊 信

---

監 査 委 員

---

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 12 号

住 民 監 査 請 求 の 結 果 の 公 表 ( 令 和 2 年 10 月 1 日 受 付 )

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 242 条 の 規 定 に よ る 住 民 監  
査 請 求 の 結 果 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 2 年 12 月 15 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	本	間		豊
同	高	品		彰
同	佐	藤	祐	文
同	高	橋	正	治